

## 熊本県産業技術センターにおける競争的資金等の運営・管理要項

### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この要領は、熊本県産業技術センター（以下「センター」という。）で実施する公募型研究事業における競争的資金等のうち所長が定めるもの（以下「競争的資金等」という。）に関わる職員（以下「職員」という。）の不正使用や不正行為（以下「不正等」という。）を未然に防止し、運営管理の適正化を図ることを目的とする。

### 第2章 責任体系

#### (最高管理責任者)

第2条 センターを統括し、競争的資金等の運営管理について最終的な責任を負う者として、最高管理責任者（所長）を置く。

2 最高管理責任者は、不正等を未然に防止するため次の各号に掲げることを行う。

- (1) 基本方針の策定、周知
- (2) 基本方針の実施するために必要な措置

#### (統括管理責任者)

第3条 最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の運営・管理についてセンターを統括する責任と権限を有する者として、統括管理責任者（次長（事務担当））を置く。

2 統括管理責任者は、不正等を未然に防止するため次の各号に定める事項を行う。

- (1) 基本方針に基づいた具体的な対策等（以下「防止対策等」という。）の策定、実施
- (2) 防止対策等の実施状況確認、及び実施状況の最高管理責任者への報告

#### (コンプライアンス推進責任者)

第4条 センターにおける競争的資金等の運営管理について実質的な責任と権限を有する者として、コンプライアンス推進責任者（次長（技術担当））を置く。

2 コンプライアンス推進責任者は、統括管理責任者の下、次の各号に定める事項を行う。

- (1) 防止対策等の実施
- (2) 防止対策等の実施状況確認、及び、実施状況の統括管理責任者への報告
- (3) 不正等を理解し、その発生を未然に防止するための教育（以下「コンプライアンス教育」という。）の実施
- (4) 職員による競争的資金等の執行管理への必要に応じた改善指導

#### (責任者の公表)

第5条 最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者については、

その職名を公表する。

### 第3章 防止計画推進部署等

(防止計画推進部署)

第6条 最高管理責任者は、その直轄部署として不正防止計画を推進する担当部署（以下「防止計画推進部署」という。）を置く。防止計画推進部署は、技術交流企画室とする。

(不正等が発生させる要因の把握等)

第7条 防止計画推進部署は、競争的資金等を運営管理する上での問題等について整理し、不正防止計画を策定・実施し、実施状況を把握する。

(コンプライアンス教育の実施)

第8条 防止計画推進部署は、職員を対象にコンプライアンス教育を実施し、実施後においては職員の受講状況等について把握する。

(職員の義務)

第9条 職員は、競争的資金等の適正な運営管理について熊本県職員行動規範（平成19年6月策定）に基づき行動するものとする。

2 職員はコンプライアンス教育の受講後、直ちに最高管理責任者に対し様式第1号により誓約書を提出しなければならない。

### 第4章 内部監査

(監査の方法)

第10条 競争的資金の適正な運営管理を図るために行う内部監査は、熊本県監査委員が実施する監査によるものとする。

(監査の実施)

第11条 監査の時期及び実施内容は、熊本県監査委員が定める。

(改善指導)

第12条 最高管理責任者は内部監査の結果、改善を要する事項が認められた場合には、総括管理責任者に対し改善策の策定を指示し、指示を受けた総括管理責任者は改善策を最高管理責任者に報告する。

2 コンプライアンス推進責任者は総括管理責任者が策定した改善策に基づき、関係する職員に対し改善について指導し、その改善結果を総括管理責任者に報告し、報告を受けた総括管理責任者は最高管理責任者に報告する。

## 第5章 情報発信・共有化の推進

(相談窓口)

第13条 センター内に、競争的資金等の運営管理に関するルール等についてセンター内外からの相談を受け付ける窓口を設置する。窓口は、技術交流企画室総合相談窓口とする。

(方針等の公表)

第14条 競争的資金等の不正等への取り組みに関するセンターの方針等は外部に公表する。

附則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

(様式1)

平成 年 月 日

公募型研究事業における競争的資金等  
の使用にあたっての誓約書

産業技術センター 所長 様

(自 署)

私 \_\_\_\_\_ は、平成 \_\_\_\_\_ 年度の公募型研究事業における競争的資金等により研究を遂行するにあたり、国、熊本県及びその他関連機関の諸規程の内容を理解し、これを遵守いたします。

また、競争的資金等が、国民の貴重な税金で賄われていることを十分認識し、適正に使用するとともに、関係法令、行動規範等を遵守し、研究において不正行為を行わないことを約束いたします。

なお、それらに反して不正を行った場合は、関連する諸規定に基づく処分と法的責任を負うことも理解しています。